

■ガス需給約款の変更(2023/11/1 付)における新旧対照表

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">ガス需給約款</p> <p style="text-align: center;"><u>2022年5月1日改訂版</u></p> <p style="text-align: center;"><u>株式会社グランデータ</u></p> <p>1. 適用</p> <p>(1) このガス需給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社 <u>グランデータ</u>（以下「当社」といいます。）にガス供給契約申込書（この申込書、この本約款および当社とお客さまが別途契約の内容とすることに合意した事項を総称して、以下「需給契約」といいます。）を提出する等その他当社所定の方法で需給契約を申込みいただいたお客さま（一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してガスの供給を受けるお客さまに限りです。）に対して、一般ガス導管事業者の供給区域内の需要場所にガスを供給するときのガス料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、ガス料金および附帯メニューについては、別途重要事項説明書にて定めます。</p> <p>※以下変更なし</p>	<p style="text-align: center;">ガス需給約款</p> <p style="text-align: center;"><u>2023年11月1日改訂版</u></p> <p style="text-align: center;"><u>株式会社ストエネ</u></p> <p>1. 適用</p> <p>(1) このガス需給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社 <u>ストエネ</u>（以下「当社」といいます。）にガス供給契約申込書（この申込書、この本約款および当社とお客さまが別途契約の内容とすることに合意した事項を総称して、以下「需給契約」といいます。）を提出する等その他当社所定の方法で需給契約を申込みいただいたお客さま（一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してガスの供給を受けるお客さまに限りです。）に対して、一般ガス導管事業者の供給区域内の需要場所にガスを供給するときのガス料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、ガス料金および附帯メニューについては、別途重要事項説明書にて定めます。</p> <p>※以下変更なし</p>